

**愛媛県・大分県連携 豪州サイクリスト向けファムツアー事業
企画提案競技募集要項**

1 契約に付する事項

- (1) 業務名
愛媛県・大分県連携 豪州サイクリスト向けファムツアー事業委託業務
 - (2) 履行期限
契約締結日から令和9年2月26日まで
 - (3) 業務概要
別紙仕様書のとおり
 - (4) 限度額
15,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）
 - (5) 契約方式
本事業は、愛媛県、大分県及び業務受託者による三者契約とし、委託料を両県が折半して支払うものとする。
-

2 参加資格等

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。なお、資格要件確認のため、愛媛県警察本部及び大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県又は大分県が発注する競争入札に参加資格を有する者、または、同等の資質を有する者。
- (3) 愛媛県から入札参加指名停止を受けていないこと。
- (4) 大分県から入札参加指名停止を受けていないこと。
- (5) 提案者または協力者に以下のいずれかの実績があること。
 - ① インバウンド向けツアー企画・実施経験（特に豪州からの受入実績）
 - ② 自転車を活用したツーリズム事業の企画・実施経験
 - ③ 海外からのファムツアー（招待旅行）の受け入れ実績
 - ④ 訪日外国人向けコンテンツ企画・運営経験
- (6) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (7) 受託業務に関するノウハウを有し、十分な実施体制が整っていること。
- (8) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (10) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に

掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号及び大分県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - ⑨ 業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記(1)及び(5)～(9)を満たしていること。
- (11) 事業の実施に当たり専任の担当者を配置し、愛媛県及び大分県との打合等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
 - (12) オーストラリアへの渡航実績があり、豪州の観光地、サイクリング環境等に関する知見を有していること。
-

3 提出書類等

(1) 企画提案競技参加表明

① 提出書類

ア 参加申込書（第1号様式）

イ 提案者概要（第2号様式）

ウ 誓約書（第3号様式）

② 提出期限

令和8年4月24日（金）15時必着

③ 提出方法、提出先

PDF ファイルを電子メールで「**7 問い合わせ先**」の主要窓口へ提出すること。

申込書の受領確認は、電子メールの返信で翌日までに行う。ただし、翌日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日にあたる場合は、直近の営業日までに返信する。

(2) 質問票の受付及び回答

① 質問方法

質問票（第4号様式）を電子メールで「7 問い合わせ先」の主要窓口へ提出すること。

併せて、質問票を提出した旨を「7 問い合わせ先」の主要窓口へ電話で連絡すること。

② 受付期限

令和8年4月24日（金）15時

③ 回答方法

令和8年4月28日（火）17時までに、参加表明のあった者に対して「7 問い合わせ先」の主要窓口より、電子メールで回答する。

(3) 企画提案書等の提出及び参加資格の確認

① 提出書類

原則としてA4版、横書き、左綴じ（着色・両面印刷可）

【使用する言語、通貨及び単位】

- ・言語：日本語
- ・通貨：日本国通貨
- ・単位：日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

ア 表紙（様式自由：A4版）

会社名、担当者及び電話番号連絡先（E-mail含む）を明記すること。

イ 企画提案書（一部様式指定：A4版）

提案書の提出は1社1案とする。別添仕様書の内容を踏まえ、独自の提案を行うこと。

ウ 業務工程表（様式自由）

エ 業務実施体制（様式自由）

業務体制、事業責任者、配置予定担当者、当該配置予定担当者の経歴及び業務実績等を記載すること。

オ 見積書（様式自由）

項目ごとに単価、金額等内訳を記載すること。

カ 参加資格確認書類（愛媛県及び大分県の入札参加資格を有しない者のみ）

愛媛県及び大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有していない者は、以下の書類を提出すること。

- ・貸借対照表、損益計算書
- ・納税証明書（日本国及び当該国。写し可）
- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書。写し可）
- ・定款（写しに代表者印で原本証明をしたもの）
- ・過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類（契約書の写し等）

② 製本方法

- ・ A4サイズ（着色・両面印刷可）
- ・ ページ数が①アイウエオで23ページ以内（片面を1ページ以内とする）。
- ・ ファイル等による綴込みはしないこと。
- ・ 2穴パンチ位置を考慮して印刷すること。
- ・ ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること。
- ・ 白黒・カラーは問わない。

③ 提出期限

令和8年5月13日（水）15時必着

④ 提出部数

正本1部、副本（正本の写）10部

⑤ 提出方法、提出先

- ・ 提出はデータの提出に加え**原本（紙）の提出（持参又は郵送）も必須とする。**
- ・ 原本（紙）は「**7 問い合わせ先**」の**主要窓口（事務局）**まで提出すること。
※FAXでの提出は不可。郵送の場合は封筒に「**愛媛県・大分県連携 豪州サイクリスト向けファムツアー事業委託契約関係書類在中**」と朱書きすること。
- ・ 持参する場合は、休日等を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出すること。
- ・ データは**主要窓口（事務局）及び愛媛県窓口の双方**に送付すること。提出した際は、「7問い合わせ」の**主要窓口（事務局）**に、提出をした旨の連絡を入れること。
- ・ 原本を郵送で提出する場合において、提出期限までに**主要窓口（事務局）**に届かないおそれがあるときは、データは必ず提出期限までに送付すること。ただし、その場合でも原本は必ず提出期日当日までの消印で郵送すること。提出期限当日を過ぎた消印で原本が届いた場合は、データを期日までに送付している場合でも失格とする。

4 審査について

(1) 審査方法

- ① 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。
- ② 審査会の日程は参加者に別途通知する。
- ③ 審査場所は**Web会議システムZoom**にて行う。
- ④ 提出された書類を使用し、提案者によるプレゼンテーション審査を実施する。審査は別紙1「**審査基準表**」に基づき審査する。1社につき、持ち時間30分以内（提案説明15分、質疑応答15分以内）とする。
- ⑤ プレゼンテーションは予め提出した企画提案書のみで行い、追加資料は認めな

い。

- ⑥ 最優秀提案を行った者を契約候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。なお、最優秀提案を行った者が契約に至らなかった場合には、次点の者と契約に向けた協議を行う。

(2) 審査基準

別紙1「審査基準表」のとおり

(3) 審査結果

審査結果は提案者に書面で通知する。

(4) 候補者決定後

両県は、業務委託候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合に当該候補者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、愛媛県、大分県及び業務受託者による三者契約による業務委託契約を締結する。なお、契約に当たっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを約するものではなく、内容を一部修正することもあり得る。

5 企画提案競技に係るスケジュール（予定）

項目	期日
企画提案競技参加表明関係書類提出期限	令和8年4月24日（金）15時
質問票受付期限	令和8年4月24日（金）15時
質問票回答期限	令和8年4月28日（火）17時
企画提案及び参加資格審査関係書類提出期限	令和8年5月13日（水）15時
審査会開催日※	令和8年5月18日（月）～21日（木）
審査結果通知（予定）	令和8年5月22日（金）までに「7 問い合わせ先」の事務局より通知します。

※審査会開催日については参加者に対し別途通知する。

6 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費は提案者負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (3) 参加資格を満たしていない場合、企画提案競技で最優秀の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (4) 提案者多数の場合、事務局により書面による予備審査を行う。予備審査を実施した場合は、その結果をすべての企画提案者にE-mailにて通知する。
- (5) 事業を実施する際、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- (6) 審査内容に関する問い合わせには、一切応じない。また、選定結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのある全ての行為を禁止する。
- (8) 本契約は愛媛県、大分県及び業務受託者による三者契約となり、委託料は両県が折半して支払うことに同意するものとする。契約上の権利義務、報告義務等については両県から指示するものとする。
- (9) オーストラリアでの事業実施に関する法的責任は提案者が負うものとし、現地の関係法令を遵守すること。
- (10) 本事業に関する契約手続き及び契約管理については、愛媛県と大分県が連携して実施する。ただし、事務上の主要な連絡窓口については別途指定する。
- (11) ツアー参加者の安全管理、感染症対策、保険加入等については、提案者が責任を持って実施すること。
- (12) その他、定めのない事項について、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに愛媛県個人情報保護条例、大分県個人情報保護条例、愛媛県会計規則、大分県会計規則及びその他の両県が制定する関係条例規則等に従うこと。

7 問い合わせ先

主要窓口（事務局）

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県商工観光労働部 観光局 観光政策課 観光誘致促進班 担当：笠置、平田

TEL：097-506-2116 E-mail：[a14180 \[@ \] pref.oita.lg.jp](mailto:a14180@pref.oita.lg.jp)

愛媛県窓口

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県観光スポーツ文化部 観光交流局

自転車新文化推進課 サイクルツーリズム推進G 担当：宮下、本田

TEL：089-947-5451 E-mail：Jitenshashinbunka@pref.ehime.lg.jp
